

## 平成31年度「青少年教育施設を活用したネット依存対策推進事業」に関する公募要領

### 1. 事業名 平成31年度「青少年教育施設を活用したネット依存対策推進事業」

### 2. 事業の趣旨

青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器を通じて、インターネットを利用する割合及び平均的な利用時間が増加傾向にあり、いわゆるネット依存への対策が喫緊の課題となっている。このため、青少年教育施設を活用し、ネット依存傾向の青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施を通じたネット依存対策を図る。

### 3. 委託先

本事業の委託先（以下「団体」という。）を以下のとおりとする。

法人格を有する団体又は、地方公共団体、任意団体。ただし、任意団体については、①から④までの要件を全て満たすこととする。①定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること。②団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。③自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。④団体等の本拠としての事務所を有すること。

### 4. 事業の内容

#### (1) 検討委員会の設置

委託先団体は、青少年教育施設、学校関係者、医療関係者、行政機関と連携し、取組体制の強化を図るため、以下のようなメンバーで構成する検討委員会を設置する。検討委員会は、事業の企画立案、運営を行うとともに、事業実施後の評価検証を行うこと。

#### 【構成例】

- i. 青少年教育施設
- ii. 学校関係者
- iii. 医療関係者
- iv. 行政関係者
- v. 有識者
- vi. その他関係者等

#### (2) 青少年教育施設を活用したプログラムの実施

##### ①概要

参加者には、1週間程度インターネットから離れた上で、青少年教育施設を活用して規則正しい集団生活を体験させること。また、認知行動療法等でネット依存に対する講習や学習の実施、事前のオリエンテーションや事後のプログラムの実施、併せて家族支援プログラムも実施すること。

##### ②プログラムの内容（例）

- ・ 自然体験活動や宿泊体験活動
- ・ コミュニケーションを通じた活動
- ・ 自主的にスポーツに取り組む活動
- ・ 規則正しい生活と健康的な食事の指導

- ・ 参加者に付き添うメンターによる指導  
※メンター：心理系大学等の学生ボランティア等

### ③フォローアップ

プログラム終了後も定期的に臨床心理士、メンター等が家庭訪問を実施すること。

### ④安全への配慮

本事業の実施に当たっては、安全管理のため次のような点に配慮し、無理のない規模で事業を実施すること。

- ・ 参加者の体調と心の状態の把握
- ・ 指導者の適正な配置
- ・ 緊急時の対応方法についての事前検討
- ・ 活動における諸注意事項の徹底

### ⑤参加者の募集・決定

参加者の募集・決定については、医療関係団体等と連携し、ネット依存傾向と判断するための指標を用いるなど、事前にアンケート等で調査した上で参加者を決めること。

## 5. 提案方法について

上記「4. 事業の内容」の検討委員会の構成者となる、構成例に掲げる多様な主体の協力を得て、多様な意見を取り入れたプログラムを提案すること。

## 6. 事業成果の評価

- (1) 本事業の実施に当たっては、参加者に対するアンケートを事業前と事業後に実施すること。
- (2) 上記(1)によるほか、本事業の実施に当たっては、検討委員会を活用するなどにより、以下のような成果目標等を設定し、事業終了後に成果の検証を行うなど、自己評価を行うこと。また、別途報告書を作成し、文部科学省へ提出すること。
  - ①成果目標の設定（例 当該事業を実施することで〇〇の現状が〇〇となる等具体的に記載）
  - ②数値を活用した評価の指標の設定（例 参加者数、うち効果があった人数、等）
  - ③評価の結果に対する今後の課題や問題点、その改善に向けた方策
- (3) 中長期的な事業成果を検証するため、契約期間終了後においても参加者等への調査を実施する可能性があり、その際には協力を依頼することがある。

## 7. 事業の成果について

報告書及び他地域・団体での実施の参考になるよう、プログラム例やアンケート項目、評価指標等を含む事業実施のためのマニュアルを作成し、全国の都道府県教育委員会への配付やホームページ上で公開するなど、周知徹底に努めること。

## 8. 企画公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 委託要項（別添）に掲げる委託先の要件を満たす者であること。

## 9. 参加表明書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は平成31年2月12日(火)12時までに下記10(3)の連絡先に電子メールにより別紙様式による参加表明書を提出すること。参加表明書を提出した者には当方より速やかに編集可能な企画提案書様式を送信する。

## 10. 企画提案書の提出方法等

### (1) 提出書類

#### ① 企画提案書

- ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ③ その他必要と思われる資料

### (2) 企画提案書の提出方法

#### ① 用紙サイズをA4縦判、横書きとする。

#### ② 提出方法は、電子メールによる提出とする。電子メールによる提出が困難な特段の事情がある場合は、事前に相談すること。

- ・ 別紙様式 企画提案書を下記③で示すファイル形式にてメールに添付の上、送信すること。
- ・ 送信メールの件名は、「青少年教育施設を活用したネット依存対策推進事業（機関・団体名）」とすること。
- ・ ファイルサイズが10MBを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・ 添付ファイル名は、「提案事業名（機関・団体名）」とすること。
- ・ メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・ メール受領後、申請者に対して電子メールにより受領確認を送信する。送信後、翌日（翌日が土日や休日の場合は、次の勤務日）の17時を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて（3）提出先まで照会すること。

#### ③ その他

- ・ 企画提案書は、日本語及び日本国通貨で記入すること。
- ・ ファイルの形式は、企画提案書の様式についてはマイクロソフトワード、その他の資料については、マイクロソフトワード、マイクロソフトエクセル、マイクロソフトパワーポイント又はPDF形式とする。

### (3) 提出先並びに問い合わせ先

#### □ 電子メール

[seisuisin@mext.go.jp](mailto:seisuisin@mext.go.jp)

※受領確認照会先 TEL：03-5253-4111（内2966）

#### □ 郵送等

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室  
推進係 宛

### (4) 企画提案書の提出期限

平成31年2月12日（火曜日）17時

※提出期限以降について、公募に係る資料の提出・差し替え及び訂正は認めない。

### (5) その他

- ① 企画提案書等を提出した者は、提出した書類に関し、説明を求められた場合は、これに迅速かつ誠意をもって対応しなければならない。
- ② 企画提案書等の作成費用については、選定及び採択結果にかかわらず企画公募参加者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

#### 1 1. 事業規模（予算）及び採択数

事業期間：契約締結日～平成32年（2020年）3月18日  
（平成31年5月以降の元号については、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記している。）

事業規模：総額9,100千円程度を予定。

採 択 数：複数件数を採択予定（内容を審査の上、新規提案の事業については2件程度、平成30年度からの継続事業については2件程度とする）。

※本企画公募は、平成31年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、実施方法や経費、スケジュール等を変更する場合もある。

#### 1 2. 選定方法等

##### (1) 選定方法

技術審査委員会において、提出された企画提案書にて書類選考を実施する。

##### (2) 審査要領

別途定めた審査要領のとおり。

##### (3) 選定結果の通知

選定終了後、10日以内にすべての企画提案者に選定結果を通知する。

#### 1 3. 契約締結

選定の結果、企画提案書を基に契約条件を調整する場合がある。

また、契約金額については事業計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案書の金額と必ずしも一致するものではない。

なお、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

このほか、事業実施に当たっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

##### 【契約締結に当たり必要となる書類】

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく委託事業計画書一式の書類を提出すること。

- ・ 委託事業計画書（委託対象経費内訳含む）
- ・ 委託対象経費の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
- ・ 銀行振込依頼書

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者が双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。

#### 1 4. スケジュール

- (1) 公募開始：平成31年1月11日（金）
- (2) 公募締切：平成31年2月12日（火）17時
- (3) 選定（書類審査）：平成31年3月上旬頃
- (4) 採択及び事業計画書の提出：平成31年3月中旬から4月中旬頃
- (5) 契約締結：平成31年4月下旬以降
- (6) 契約期間：契約締結日から平成32年（2020年）3月18日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。

#### 15. 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前2号は、地方公共団体、独立行政法人又は支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合には適用しない。

#### 16. その他

事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。